

## 習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対するコンクリートブロック塀等の安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進するため、地震時に倒壊のおそれのある危険コンクリートブロック塀等の安全対策に要する経費の一部として、習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することについて、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 組積造の塀(補強コンクリートブロック造の塀を含む)をいう。
- (2) 危険コンクリートブロック塀等 市長が倒壊等の危険があると判断したブロック塀等で、かつ、塀の高さが原則として1.2メートルを超えるものをいう。
- (3) 安全対策 危険コンクリートブロック塀等の除却又は改修により、安全かつ良好な状態にする対策を講じることという。
- (4) 所有者等 危険コンクリートブロック塀等の所有者(所有者が複数存在する場合は、その者らが代表者として選任した者)又は管理者(全ての所有者の同意を得ている者とする。)をいう。
- (5) 特定施工者 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に基づき千葉県知事の登録を受けた者をいう。
- (6) 避難路 習志野市耐震改修促進計画第3 6 (4)に定める避難路をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、避難路に面して築造された危険コンクリートブロック塀等の除却のうち、特定施工者が行うものとする。ただし、請負契約によらず自ら工事を実施する場合を除く。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、危険

コンクリートブロック塀等の安全対策を行う所有者等であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市民税、固定資産税又は都市計画税を滞納していないこと。
- (2) 土地の販売及び賃貸を目的とし、整地や建物解体工事をする際に危険コンクリートブロック塀等を除却するものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を、同一箇所について受けたことのある者に対しては、補助金を交付しないものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する費用とする。

2 補助金の額は、次のいずれかのうち、最も小さい額を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額
- (2) 除却する危険コンクリートブロック塀等の長さ1メートル当たり10,000円を乗じて得た額
- (3) 100,000円

(事前相談)

第6条 補助対象者は、交付規則第5条の規定により補助金の交付を申請する前までに習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金事前相談依頼書(別記第1号様式)を市長に提出し、補助対象事業であることの確認を受けなければならない。この場合において補助対象者は、平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された「ブロック塀等の点検のチェックポイント」による点検を含む耐震診断をあらかじめ行うものとする。

(交付申請)

第7条 交付規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、前条に規定する確認を受けた日が属する年度内かつ補助対象事業に係る契約を締結する前に、習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金交付申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 危険コンクリートブロック塀等の安全対策に関する計画書
- (2) 案内図
- (3) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し
- (4) 同意書等、所有者間で合意されていることが確認できるもの(管理者が申請する場合や所有者が複数存在する場合)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 交付規則第7条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を申請した年度の12月28日までに補助対象事業を完了すること。ただし、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 危険コンクリートブロック塀等は、原則として全て除却すること。ただし、一部除却により、危険コンクリートブロック塀等による危険がなくなると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物は、補助対象者の責任において適正に処理すること。
- (4) 補助対象事業の遂行により、新たな危険が生じることのないよう安全かつ良好な状態に保つこと。
- (5) 補助対象事業の遂行後、塀、フェンス等を新たに設置する場合は、交付申請時にその旨を明記し、建築基準法その他各種法令を遵守すること。
- (6) その他市長が必要と認める条件

(代理受領)

第9条 市長は、交付規則第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定を受けた者」という。)からの委任に基づき、交付決定を受けた者に支給されるべき額の限度において、交付決定を受けた者に代わり、補助対象事業を施工した特定施工者に当該補助金を支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払いがあったときは、交付決定を受けた者に対し、補助金の支給があったものとみなす。
- 3 交付決定を受けた者から補助金の受領の委任を受けた特定施工者(以下「代理受領者」という。)は、当該交付決定を受けた者から第5条第1項の費用から補助金の額を差し引いた額の支払いを受けるものとする。
- 4 代理受領者は、前項の規定により支払いを受けたときは、交付決定を受けた者に対し、当該支払いを受けた額に係る領収書を交付しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付規則第16条の規定により実績報告をしようとするときは、習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金実績報告書(別記第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る契約書の写し

- (2) 補助対象事業の遂行状況の記録及び写真
- (3) 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書
- (4) 補助対象事業に要した費用の請求書の写し
- (5) 補助対象事業に要した費用の領収書又は前条第4項の領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

第11条 交付規則第19条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金交付請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、代理受領者が補助金を受領する場合は、委任状(別記第5号様式)を添えなければならない。

(申請書等)

第12条 交付申請書、実績報告書及び交付請求書の様式は、交付規則第5条第3項、第16条第2項及び第19条第3項の規定により、この要綱に規定する別記第2号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式によるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



## (第2面)

安全性確認(耐震診断)状況等			
<input type="checkbox"/> コンクリートブロック造		確認日:	年 月 日
確認項目	安全性基準		確認結果
1	高さ	地盤面から2.2m以下であること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	厚さ	10cm以上であること。ただし、塀の高さが2m超2.2以下の場合、15cm以上であること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	控え壁	塀の長さの3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出した控え壁があること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	基礎	コンクリート基礎があること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	健全性	傾きやひび割れ等がないこと。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6	鉄筋	塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横ともに80cm間隔以下で配筋されており、縦筋の壁頂部及び基礎の横筋にそれぞれかぎ掛けされていること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
7	根入れ	【塀の高さが1.2m超の場合のみ確認】 基礎の根入れの深さは30cm以上あること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
<input type="checkbox"/> 石造、れんが造		確認日:	年 月 日
確認項目	安全性基準		確認結果
1	高さ	地盤面から1.2m以下であること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	厚さ	塀の高さの10分の1以上の厚さがあること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	控え壁	塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	基礎	コンクリート基礎があること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	健全性	傾きやひび割れ等がないこと。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6	根入れ	基礎の根入れの深さは20cm以上あること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明

※第2面は、平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を基に作成しています。

(第3面)

現況図	
添付図書	(1) 案内図 (2) 現況写真(道路側及び宅地側から全景を撮影したもの) (3) その他市長が必要と認める書類

備考

- 1 この依頼書は、習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金交付要綱第2条第2号で規定する危険コンクリートブロック塀等に該当し、補助対象事業であるか否かの確認を受けるためのものです。この相談により補助対象事業に該当すると確認され、補助金の交付の申請をしようとする場合は、別途補助金の交付申請手続が必要となります。

第2号様式(第7条)

(第1面)

習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金交付申請書

年 月 日

習志野市長 宛て

申請者 住 所  
(フリガナ)  
氏 名  
電話番号

習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金の交付を受けたいので、  
習志野市補助金等交付規則により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付要件確認のため、「市民税、固定資産税及び都市計画税の納  
付状況」について、調査することに同意します。

1 補助金交付申請額

\_\_\_\_\_円 ((F)を記入)

2 補助金の額の算定

危険コンクリートブロック塀等の除却に要する経費の見積額(A)

(A) \_\_\_\_\_円  $\times 1/2 =$  (B) \_\_\_\_\_円

※(B)は1,000円未満の端数を切り捨てた額を記入

除却する危険コンクリートブロック塀等の長さ(C)

(C) \_\_\_\_\_m  $\times 10,000$ 円 = (D) \_\_\_\_\_円

※(D)は1,000円未満の端数を切り捨てた額を記入

限度額(E): 100,000円

申請額(F): \_\_\_\_\_円

((B)、(D)又は(E)のいずれか小さい方の額を記入)

3 工事着工予定年月日 年 月 日

4 工事完了予定年月日 年 月 日





(第3面)

誓約欄

- 1 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物は、適正に処理を行います。
- 2 補助対象事業を土地又は建築物の販売及び賃貸を目的として行うものではありません。
- 3 補助対象事業の遂行により、新たな危険が生じることのないよう安全かつ良好な状態に保ちます。
- 4 補助対象事業の遂行後、塀、フェンス等を新たに設置する場合は、建築基準法をはじめとする各種法令を遵守します。
- 5 上記のほか、関係法令等を遵守します。

上記事項を誓約します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

印

第3号様式(第10条)

習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金実績報告書

年 月 日

習志野市長 宛て

申請者 住 所  
(フリガナ)  
氏 名  
電話番号

年 月 日付け習志野市指令建指第 号により習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金の交付決定の通知を受けた補助対象事業が完了したので習志野市補助金等交付規則により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1	補助金の額	円
2	着手年月日	年 月 日
3	完了年月日	年 月 日
4	添付書類	(1) 補助対象事業に係る契約書の写し (2) 補助対象事業の遂行状況の記録及び写真 (施工前・施工中・施工後) (3) 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書 (4) 補助対象事業に要した費用の請求書の写し (5) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し (6) その他市長が必要と認める書類
5	習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金交付要綱第9条の規定により補助金の受領を委任した額	円

第4号様式(第11条)

習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金交付請求書

年 月 日

習志野市長 宛て

申請者 住 所  
(フリガナ)  
氏 名  
電話番号

印

習志野市補助金等交付規則により、習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金の交付を次のとおり請求します。

1 指令年月日	年 月 日	2 指令番号	習志野市指令 建指第 号
3 交付決定額			円
4 交付確定額			円
5 交付請求額			円

6	金融機関名 支 店 名		預金区分	1 普通・2 当座・3 貯蓄
	(フリガナ) 口座名義		口座番号	

第5号様式(第11条)

## 委 任 状

年 月 日

習志野市長 宛て

(委任者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金 \_\_\_\_\_ 円について、下記の者に受領の権限を委任します。

### 記

(受任者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

振 込 先

金融機関名 \_\_\_\_\_

本・支店名 \_\_\_\_\_ 本・支店

預金種別 普通 ・ 当座 ・ 貯蓄

口座番号 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

口座名義 \_\_\_\_\_